

見積参加者選考調書(特定随意契約用)

調 達 件 名	外勤用自動車(軽貨物用)
発 注 課	札幌市教育委員会総務部学校支援課
選 定 事 業 者	北海道自動車リース株式会社
随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。)	
本リース契約について、現契約の期間が令和7年9月30日付で満了する。新規リース契約に向け、仕様及び想定車種の検討を進めているが、荷室の広さや最大積載量、駆動方式の調整に時間を要しており、令和7年10月1日からの導入が不可能な状況である。本業務が途絶えると、用務員同士の業務支援や備品の運搬が出来なくなり、学校の維持管理に支障をきたす。 当面の間、現在借り受けている車両を継続利用することができるよう再リース契約を締結する必要がある、これを提供できる業者は現在の契約の委託者のみであり、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」に該当するため。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号